

番号法施行までの流れ

2015

2016

2017

番号
通知

- 2015年10月5日以降～マイナンバー通知カードが**住民票がある者に簡易書留**で配布される。
- 個人番号カードの交付申請書も同時に郵送されてくるので、2016年1月以前に郵送による送付可能。
- 民間事業者は、社内管理体制が整備されており、本人確認をすることを前提に、従業員等の個人番号の事前収集が可能。

事業者による個人番号の事前収集について(内閣官房資料)

Q. 税や社会保険の手続きに関して個人番号関係事務実施者となる事業者は、平成28年1月(個人番号の利用開始)以前に、従業員などから個人番号を収集することは可能ですか。

A. 個人番号の通知を受けている本人から、平成28年1月(予定)から始まる個人番号関係事務のために、あらかじめ個人番号を収集することは可能です。

□ ポイント1

○ 番号法第19条第3号においては、本人から個人番号関係事務実施者に対して当該本人の個人番号を含む特定個人情報を提供することが認められており、住民への個人番号の通知が始まる平成27年10月(予定)に施行されます。

同様に、第12条等についても、平成27年10月に施行されることから、番号法上、個人番号関係事務実施者が、平成28年1月以前に、個人番号関係事務の準備のため、あらかじめ従業員に対して個人番号の提供を求め、収集・保管し、特定個人情報ファイルを作成することができます。

- ✓ 安全管理措置(第12条)
- ✓ 個人番号の提供の求めの制限(第15条)
- ✓ 収集・保管制限(第20条)
- ✓ 特定個人情報ファイルの作成の制限(第28条)

□ ポイント2

○ 個人番号関係事務で利用するため、あらかじめ本人から個人番号を収集する場合には、第12条に基づく安全管理措置として、番号法第16条による本人確認措置と同様の措置を講ずる必要があります。

番号法施行までの流れ

2015

番号
通知

2016

個人番号カード交付
(申請による)

2017

税・雇用保険・労災
利用開始

健保・厚生年金
利用開始

国税における源泉徴収票や扶養控除等申告書等の施行時期

源泉徴収票	<p><u>平成28年1月1日以降の給与支払に関する源泉徴収票から対象</u>となる。</p> <p>源泉徴収票の税務署への提出は、平成28年分については<u>平成29年1月末までに提出</u>すればよいことになる予定。 ⇒平成29年1月末までの提出までに事業主において個人番号が取得されればよい。</p>
扶養控除等申告書	<p>新たに本人、被扶養者の個人番号が追加されるが、<u>平成28年1月1日以降提出する扶養控除等申告書</u>から対象となる。</p> <p>平成28年分の扶養控除等申告書を平成27年中に提出する場合は、個人番号の記載は義務ではない。</p>

平成27年中の退職者や、平成27年末に平成28年分の扶養控除等申告書を提出する場合に、個人番号の記載を求めることができるか否かについては調整中。

社会保険関連手続の施行時期

分野	主な届出書等の内容	施行日
雇用保険	以下の様式に「個人番号」を追加予定 <ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険被保険者資格取得届 ・雇用保険被保険者資格喪失届等 以下の様式に「法人番号」を追加予定 <ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険適用事業所設置届等 	平成28年1月1日分～
健康保険・厚生年金保険	以下の様式に「個人番号」を追加予定 <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届 ・健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届 ・健康保険被扶養者(異動)届等 以下の様式に「法人番号」を追加予定 <ul style="list-style-type: none"> ・新規適用届等 	平成29年1月1日分～ ⇒日本年金機構の情報漏えいで施行が先送りされる可能性あり。

- 既存の従業員・扶養者分の個人番号については、平成28年1月以降いずれかの時期に、健康保険組合・ハローワークに報告を要することになる予定。
- 国民健康保険組合については、平成28年1月1日から各種届出書等に個人番号を記載することになる。

出所：厚生労働省作成資料

マイナンバー対応スケジュール(ベストスケジュール)

2015

10月頃までに
社内体制整備完了

2016

既存の従業員の
個人番号の収集を
2016年3月頃まで
に完了。

提出しない従業員への督促

マイナンバー対応スケジュール(保守的なスケジュール)

2015

12月末までに
社内体制整備完了

2016

- ✓ 入社・退社の従業員からの収集を優先。
- ✓ 既存の従業員については、2016年6月頃までに順次収集

提出しない従業員への督促

マイナンバー対応スケジュール(何とかするスケジュール)

2015

2016

2016年5月、6月までに
社内体制整備完了

入社・退社の従業員
からの収集を個
別に対応

既存の従業員
からの収集